



県章

滋賀県公報

令和4年(2022年)
9月13日
号外(1)
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 監査委員公告

監査の結果に基づき講じた措置の内容の公表公告..... 1

監査委員公告

監査の結果に基づき講じた措置の内容の公表公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、知事から監査の結果に基づき講じた措置の内容の通知があったので、同項の規定により当該措置の内容を次のとおり公表する。

また、監査の結果に関する報告に添えて提出した意見に対し、講じた措置の内容の通知があったので、次のとおり公表する。

令和4年9月13日

滋賀県監査委員	成田政隆
〃	奥博
〃	村尾慎哉
〃	藤本武司

監査の結果に基づき講じた措置の内容の通知に係る事項

監査実施対象機関名	滋賀県漁業協同組合連合会
監査実施年月日	令和3年12月3日
監査結果報告年月日	令和4年3月25日
監査の結果	

外来魚駆除促進対策事業費補助金等において、消費税仕入控除税額の返還がされていない事例が認められたので、今後は補助金交付要綱に基づき適正な事務の執行に努められたい。

当該監査の結果に基づき「滋賀県漁業協同組合連合会」が講じた措置の内容

補助金交付要綱で「消費税仕入控除税額報告書」の提出が義務付けられているが、制度に対する職員の認識が不十分であったため報告書を提出できておらず、また、提出していないことについて事務局としても確認ができていなかった。

今回の事案を受け、事業担当者や経理担当者等、事務局全体で補助金交付要綱を改めて確認し、補助事業等における消費税仕入控除税額の取扱いについて認識を深めた。

今回、通知を受けた消費税仕入控除税額にかかる返還金については、県の指導に基づき、適切に返還処理を行う。また、令和3年度事業の実績報告時には、事業担当者と経理担当者で確認を行い、消費税仕入控除税額を減額して報告している。

今後は補助金交付要綱に基づき、交付申請・実績報告時に消費税仕入控除税額が明らかである場合は消費税相当額を減額して申請・報告する。また、申請・報告を消費税込で行った場合は、補助事業完了後、消費税仕入控除税額が確定され次第、速やかに消費税仕入控除税額報告書を提出し、消費税相当額を返還する。

年度当初には消費税仕入控除税額の取扱いについて、事業担当者や経理担当者および県担当者と確認を行い、適正な管理に努めるとともに、補助金の交付申請時や実績報告時においても十分に確認を行い、事務局全体として情報共有を図り、補助事業の適正な執行に努める。

当該監査の結果に基づき「県」が講じた措置の内容	(農政水産部水産課)
-------------------------	------------

補助事業等における消費税相当額の取扱いについては、財政課から通知がされており、この通知に基づき、各補助金の交付要綱で補助事業者には「消費税仕入控除税額報告書」の提出が義務付けられているが、事業者

から提出されていなかった。また、当課においても制度に対する職員の認識が不十分であり、報告書が提出されていないことについて、確認ができていなかった。

今回の事案を受けて、補助事業担当者をはじめ、課内の全職員、および補助事業者に対し、補助事業等における消費税相当額の取扱いについて、改めて周知を図った。

今後は、補助事業者が課税事業者であるか必ず確認を行い、消費税の仕入控除の適用を受けている事業者であり、補助金の交付申請時もしくは実績報告時に消費税仕入控除税額が明らかである場合には、消費税相当額を減額して申請(報告)してもらおうよう徹底する。また、消費税仕入控除税額が明らかでなく、申請額、報告額とも税込額であった場合は、補助事業完了後、速やかに「消費税仕入控除税額報告書」の提出を求め、消費税相当額の収入を行う。

担当者間での適切な事務引継の実施、係内での情報共有、補助事業者への周知等により、補助事業の適正な事務手続きに努める。

監査の結果に関する報告に添えて提出した意見に基づき講じた措置の内容の通知に係る事項

監査結果報告年月日	令和4年3月25日
監査の意見	<p>(i) 自主事業の拡大について(一般財団法人滋賀県動物保護管理協会)</p> <p>一般財団法人滋賀県動物保護管理協会(以下「協会」という。)は、設立当初からの取組により、犬・猫等の遺棄や殺処分数の減少等に寄与され、現在は、譲渡事業やしつけ・飼育相談に加え、啓発イベントの開催などの愛護事業にも取り組んでいる。協会の令和2年度決算においては、収入のうち県からの受託収入の割合が97.0%を占め、県からの受託事業を前提とした経営体制となっているが、滋賀県行政経営方針2019実施計画では、「出資法人が、自らの責任で事業を遂行する県から独立した事業主体として、その特性に応じた経営改善や自立性の拡大を図る」こととされている。</p> <p>こうしたことから、協会においては、自主事業の更なる充実を図り、将来的に県から独立した一般財団法人としての存在意義を発揮することが期待される。</p> <p>一般社団法人ペットフード協会が実施した2021年(令和3年)全国犬猫飼育実態調査結果によると、「1年以内新規飼育者の飼育頭数は、犬・猫共にコロナ前の2019年に比べ、2020年、2021年ともに増加となっている。」とのことであり、犬・猫の適正飼養、飼育者のモラルの向上および終生飼養を広く県民に啓発するなど、協会の役割は、今後ますます重要となるものと考えられる。</p> <p>については、人と動物の共存する豊かな社会環境づくりに寄与するため、創意工夫により自主事業の積極的な取組を図られたい。</p>
当該監査の意見に基づき「一般財団法人滋賀県動物保護管理協会」が講じた措置の内容	<p>当協会は、滋賀県の施策と整合を図りながら、動物愛護思想の普及啓発業務および動物保護管理業務の推進、人と動物が共生する社会づくりに努めており、従来から、動物愛護のつどいの開催、長寿犬・猫の表彰、不妊手術費用の一部助成、協会情報誌の発行、イベント会場や量販店での動物愛護パネル展示などの事業に取り組んできた。</p> <p>令和3年度には、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、講習会や市町防災訓練などの啓発機会が減少していること、犬・猫の新規飼育頭数が増加していること、人と人との関わりが制限されるなか、人と動物の適切な関わりが求められていることなどを踏まえ、保護犬・猫の飼養に関するオンラインセミナーの開催、同セミナー動画のネット配信、不妊・去勢手術助成の拡大、情報誌の内容充実など自主事業の充実を図ってきた。</p> <p>令和4年度においては、動物愛護のつどいの内容を拡大するなど、これまでの取組を継続するとともに、災害時の飼い主とペットの安全の確保に非常に重要となる同行避難に関する啓発広告の実施や、協会の周知と併せ、犬・猫の心温まる写真を通じて動物愛護精神を培うペット写真コンテストおよび優秀作品を掲載したカレンダー作成に取り組むなど、自主事業の更なる拡大に取り組むこととした。</p> <p>当協会としては、今度とも、動物の愛護および適正な飼養による「人と動物にやさしい社会づくり」をめざし、動物の習性・特性に関する専門性・技能・経験を生かし、動物愛護を普及啓発するための自主事業の更なる充実・拡大に努めていく。</p>
当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容	(健康医療福祉部生活衛生課)
当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容	<p>令和3年度には、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、従来までの普及啓発活動が制限される中においても、適正飼養や終生飼養などの啓発に自主的に取り組むよう指導・助言を行った。協会では、令和3年度に初めてインターネットを活用したセミナーを開催され、その模様をネット配信するなど、新たな普及啓発の手</p>

法に取り組みました。

県としては、協会の活動が広く県民に周知され、動物愛護の普及啓発と自主事業のための自立性の拡大に取り組むよう、引き続き指導・助言を行っていく。

監査結果報告年月日	令和4年3月25日
監査の意見	<p>(2) 食肉センターの更なる経営改善について(公益財団法人滋賀食肉公社、株式会社滋賀食肉市場)</p> <p>滋賀食肉センター(以下「センター」という。)を構成する公益財団法人滋賀食肉公社(以下「公社」という。)と株式会社滋賀食肉市場(以下「市場」という。)については、両団体とも平成27年度以降、単年度黒字を継続しているものの、開業以来の累積赤字の解消には至らず、引き続き厳しい経営状況が続いている。</p> <p>公社においては、平成29年3月に策定した公益財団法人滋賀食肉公社経営健全化計画を令和元年度に見直し、市場においては、平成31年3月に株式会社滋賀食肉市場経営改善計画を策定し、役員会等におけるガバナンスの強化や増収対策、経費低減対策の実施等による経営改善に取り組んでいる。</p> <p>センターの経営健全化のためには、県が推進する増頭対策を着実にセンターのと畜頭数の増加および収入増に結び付けていくことが必要であり、そのためには、出荷者が安心してと畜を任せられるような安全で衛生的な食肉を供給できる高度な施設の機能・能力を安定的に維持・確保していくことが求められる。</p> <p>については、計画的な施設の修繕および保守・管理を確実に行うとともに、災害や設備の故障等により電気、水道等のインフラが停止した場合の事業継続計画の策定を早急に検討するなど安定的な施設運営に努められたい。</p> <p>また、現在使用されていない冷凍施設および豚と畜施設について、施設の有効活用策を早急に検討されたい。</p> <p>併せて、現在、県においてセンターの将来のあり方の検討が行われているところであるが、引き続き、近江牛ブランド価値の向上による消費拡大対策やガバナンスの向上等の取組により、公社・市場・県の三者が一体となって、経営改善に努められたい。</p>
当該監査の意見に基づき「公益財団法人滋賀食肉公社、株式会社滋賀食肉市場」が講じた措置の内容	
<p>1 公益財団法人滋賀食肉公社</p> <p>公社では、令和3年度において、施設調査を行った上で、センターの「長期保全計画」と「設備カルテ」についてまとめた「滋賀食肉センター保全計画」をとりまとめたところであり、令和4年度以降においては、本計画を踏まえて、県の支援を受けながら、施設の修繕および保守・管理を行っていく。</p> <p>また、令和3年度において、災害時に事業を継続するための「滋賀食肉センターBCP(地震版、風水害版、感染症版)」の素案をとりまとめたところであり、今後、関係団体・関係機関との調整を進めていく。</p> <p>平成23年度に整備した冷凍施設については、平成25年度に米国・香港向けの輸出認定申請を取り下げることとなり、施設の有効活用には課題も多くあることから、現在まで活用を見送っている。また、令和元年度末をもって終了した豚と畜にかかる施設については、構造上、他用途への転用は困難であり、利用上の制約や課題も多くある。両施設については、引き続き、費用対効果等も勘案し、県とも協議しながら、活用策を検討していく。</p> <p>現在、県では、センターのあり方見直しが進められているところであり、その動向も踏まえ、令和4年度中に、第四期公益財団法人滋賀食肉公社経営健全化計画の策定を行い、早期の収支改善と安定的・自立的経営への移行を目指すとともに、より適切な運営や健全な経営を確保していきたい。</p>	
<p>2 株式会社滋賀食肉市場</p> <p>平成29年にISO22000を取得し、安全で衛生的な食肉供給体制の維持確保に努めている。衛生水準の高い施設であることをPRし、出荷者や購買者等の信頼向上を図ることにより、取扱頭数の増頭に一層努め、株式会社滋賀食肉市場経営改善計画に基づき、引き続き、経営改善に取り組んでいく。</p> <p>また、これまでから、センターの施設の機能維持のため、公社と協議し補修・改修・更新を進めてきており、引き続き、継続的で安定した施設運営に努めていく。</p>	
当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容	(農政水産部畜産課)
<p>平成19年に開設してから約15年が経過するセンターの施設・設備については老朽化が進んできていることから、公社において計画的な更新・修繕、適切な管理が行えるよう、必要な支援を行っている。</p> <p>また、近江牛ブランド価値の向上による消費拡大対策については、令和3年12月に策定した「近江牛」ブ</p>	

ランド振興基本方針」に基づき、将来にわたり選ばれる近江牛を目指す姿とし、認知度や愛着度、知覚品質の向上等5つの視点により取組を推進している。

さらに、現在、本県で進めているセンターの将来のあり方検討にあたっては、外部有識者や関係者等の意見を聴取するとともに、公社および市場とも意見交換を行いながら、令和4年度末までに本県としての考え方をとりまとめていくこととしている。

将来にわたって安全で安心な食肉を安定的に供給できるように、また、近江牛振興を図っていくことができるように、公社および市場の経営改善に向けて、引き続き、県として必要な支援を行っていく。

監査結果報告年月日	令和4年3月25日
-----------	-----------

監査の意見

(3) 大津港駐車場の業務赤字解消に向けた今後の方向性について (滋賀県道路公社)

滋賀県道路公社(以下「公社」という。)に対しては、平成28年度実施の監査において、大津港駐車場の稼働率の向上を求める監査意見を付している。

その後、公社は広告媒体を活用した広報による改善策を講じるなど、利用促進を図ってきたが、浜大津周辺の駐車場については、供給過剰の状況にあり、大津港駐車場の抜本的な経営改善は困難とのことである。

大津港駐車場の直近5年度分の決算においては、每期、業務収入である駐車場料金収入が業務経費を下回っており、公社の保有する債券等の利息収入で赤字補填をしている状況である。

そのうち、令和2年度決算では、業務経費が約2,500万円に対し、駐車場料金収入は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、大幅に減少したことなどにより、業務経費の51.1%に留まり、大幅な業務赤字が発生している。

また、赤字補填に使われている債券等の利息収入は近年の金融情勢により、前年度と比較しても約1,000万円減少するなど年々減少しており、利息収入により大津港駐車場事業の収支不足を補填することは、他事業の収支への影響も懸念されることから、これ以上、実質赤字の駐車場事業を継続すべきではないと考える。

については、駐車場の廃止も視野に、早期償還について県との協議を加速化させ、早急に方向性を示されたい。

当該監査の意見に基づき「滋賀県道路公社」が講じた措置の内容

大津港駐車場については、1日最大料金の設定やプリペイドカードの導入など様々な収支改善対策を講じてきたが、利用者の増加や収支の抜本的な改善にはつながっていない状況にある。

については、監査で意見のあった早期償還についても、県との協議を加速化させ速やかに方向性を示してまいりたい。

当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容	(土木交通部道路整備課)
-------------------------	--------------

大津港駐車場については、監査意見を踏まえ今後の駐車場事業の方向性について、早期償還も含め公社や関係機関等と速やかに協議を進めていく。